今 川 嘉 文

~目 次~

はじめに

- I 特例措置の概要
- Ⅱ 施行後の状況調査
- Ⅲ 確認申請の手続
- IV 設立手続の簡易化
- V 会社分割·組織変更
- VI 設立手続等の総括
- ▼ 第三者保護の規定
- おわりに

はじめに

新事業創出促進法(中小企業挑戦支援法)が平成14年11月に一部改正 (以下,改正法または新事促法)され,経済産業大臣の確認を受けた場合,株式会社または有限会社は設立から5年間に限り,最低資本金規制が免除される。そのため,資本金が1円でも,株式会社または有限会社の設立は可能となる。改正法は平成15年2月1日から施行された。

株式会社は1,000万円,有限会社は300万円とする商法または有限会社 法の最低資本金規制に対しては、卓越した技術力を有しながら、資金不 足のため会社設立を諦めざるを得ない、などの批判があった。

経済産業省は年間18万社の起業数を予定してきたが、景気低迷により新規開業は伸び悩み、一定期間に開業した企業数を総企業数で割った開業率は約4%であり、米国の4分の1にとどまっている。他方、廃業率は約6%にのぼり、開業率を上回る状態が続いている。

そこで、改正法は株式会社または有限会社の最低資本金規制を5年間、 免除することにより(新事促法10条)、資金が十分ではないが、優れた 技術を有する者、アイディア・ノウハウなどの無形の経営資源を活用し たい者などによる起業を促進する。

すなわち、技術者、会社員、主婦または学生などが、例えば、知識集 約型のビジネスなど、必ずしも多額の設備投資を要しない産業領域を中 心として積極的に会社設立することを、側面から支援するものである。 改正法により、政府は180万人とも言われる潜在的な開業希望を背景に、 平成18年までに年間36万社の新規開業を期待している。

最低資本金規制の免除措置は注目を集めつつも、それに関する文献は極めて少なく、その詳細が必ずしも周知されているとは言えない。そこで、本稿では最低資本金規制の免除措置について詳述するとともに、免除措置の対象者、手続内容、利用状況、および当該免除措置と債権者保護の均衡について検討をする。

I 特例措置の概要

1 改正法の特色

新事業創出促進法は平成14年11月改正により、最低資本金規制の免除措置(以下、特例措置)を規定する一方、当該特例措置の濫用を防止し、会社債権者または出資者を保護するため、以下のような規制を設けている。

第1に、最低資本金規制の免除申請は、経済産業大臣に公証人の認証を受けた定款および必要書類を提出する。経済産業省は申請内容を審査する。申請者は、「事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、新2 (100)

たに設立した会社で事業を開始しようとする個人であり、2ヵ月以内に 開始する事業の具体的計画を有する者」でなければならない。この者を 「創業者」という。

創業者に該当するかについて経済産業大臣の「確認」を受けた者が、 確認株式会社または確認有限会社(以下、確認株式会社等)を設立する ことができる。

経済産業大臣の確認を受けた申請者は、確認の日から2ヵ月を経過する日までに、確認株式会社または確認有限会社として設立登記をしなければならない(新事促法10条)。免除申請の期間は、平成15年2月1日から平成20年3月31日までである。なお、政府は最低資本金規制を平成17年商法改正により完全に撤廃する方針である。

第2に、最低資本金制度は維持するため、確認株式会社等は設立時から5年以内に、最低資本金の額まで増資をする必要がある。当該義務を果たすことができない場合、確認株式会社等を清算または組織変更しなければならない(新事促法10条の18)。

そこで、確認株式会社等の定款には、資本金を1,000万円以上とする 増資の変更登記の申請をしないで、設立から5年経過後した場合には解 散となることを記載しなければならない(新事促法10条の7第1項、同 3項)。

第3に,確認株式会社等は,毎営業年度の経過後3ヵ月以内に,その営業年度の貸借対照表,損益計算書および利益処分の決議に関する資料を経済産業大臣に提出しなければならない(新事促法10条の11)。これら財務資料は出資者および会社債権者だけでなく,これから出資をしようとする者、これから確認株式会社等と取引をしようとする者など,全ての者が閲覧することができる。

第4に,確認株式会社等が利益配当をする場合,当該確認株式会社等の資本金を1,000万円または300万円とみなして(新事促法10条の12第1項,10条の12第4項),配当の限度額を算出しなければならない(商法

290条,293条/5,有限会社46条)。資本の額を意図的に少なくすることにより、出資者に多大の配当をすることも可能となる。そこで、不当に会社財産を減少させることを防止するため、配当の制限規定を設けている。

2 商法規定との比較

会社の種類として、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社がある。 合名会社の社員は財産出資、労務出資または信用出資が認められ、出資 に関しては緩和的な扱いがなされている反面、会社債務の全額につき無 限責任を負う。

合資会社は無限責任社員および有限責任社員から構成される。有限責任社員の出資は財産出資に限定されるが,会社債務に対する責任は出資価額を限度とする。このように人的会社は会社債務に無限責任を負う社員を必要とし,当該社員の個性(資力)を重視することから,最低資本金に係る規制はない。

それに対し、株式会社および有限会社は会社債務に出資価額を限度と する有限責任しか負わない社員から構成されるため、会社債権者は株式 会社または有限会社の財産だけが、債権回収の拠り所となる。これら会 社債権者を保護するため、物的会社は最低資本金規制に基づき、資本の 額をみだりに減少させてはならない。

最低資本金規制は、会社債権者保護および対外的信用力を担保し、起業家に一定の資金調達能力を要求している。しかし、当該規制が起業に際し経済的かつ心理的に高いハードルとなり、開業率低下の一原因となっている。また、事業により必要な資本規模は異なるのも事実である。そこで、改正法は会社設立から5年間の規制免除をすることにより、ベンチャー企業などの設立を促している。

このように新事業創出促進法改正は,最低資本金規制の免除措置を設けている。しかし,免除申請者の審査および確認,利益配当規制による

4 (102)

会社財産の確保,財務内容の開示義務および閲覧権者の拡大ならびに5年間の時限措置,平成2年商法改正による最低資本の額自体は減額しないなどの規制により,第三者保護および特例措置制度の濫用防止を図っている。免除措置に係る今後の課題としては,後述するように,免除申請者に対する審査体制の充実,財務情報の不実表示責任のあり方などが考えられる。

II 施行後の状況調査

1 経済産業省による調査

新事業創出促進法の改正により、平成15年2月1日から確認株式会社 または確認有限会社は、最低資本金規制が会社設立から5年間に限り免 除されることとなった(以下、特例措置)。

特例措置は、経済産業省による「開業創業倍増プログラム」に基づく施策であり、経済産業省は新規開業数を2006年度には、現状の2倍に当たる年間36万社にまで引き上げたい目標を掲げている。

新事業創出促進法改正法が施行されてから約2ヵ月後の4月上旬に, 経済産業省は特例措置を利用した確認株式会社または確認有限会社の設立申請者などに関する調査を実施した。そこで,本稿では当該調査の結果を考察する。

2 設立申請件数

確認株式会社または確認有限会社の設立申請件数は、平成15年2月1日の施行から調査が実施された4月上旬の約2ヵ月間で、1,500社以上に達している。そのうち、実際に創業したのは、2月期および3月期は計351社であり、4月11日までの累計件数は、602社にのぼる。また、実際に創業した602社のうち、資本金が1円の会社は、17社である。

特例措置により、確認株式会社または確認有限会社を設立できるのは、 事業を営んでいない個人であり、当該新たに設立された会社で事業を開

始しようとする具体的計画を有する、「創業者」として確認を受けた者である。そのため、既存の法人企業が特例措置により、確認株式会社または確認有限会社を設立することはできない。

特例措置を利用できる起業家の属性が事業を営んでいない個人に限定されていることに照らせば、施行から比較的短期間で新たに設立された会社数は決して少なくはなく、経済産業省の試算によれば、年間の起業数は最低でも例年の10%以上を上回ることが予測されている。

3 業種別割合

特例措置に基づき起業した会社を、業種別に概観すれば、ソフト・情報サービス業が全体の約17%、コンサルタント業が約13%、その他サービス業が約11%、建設業が約9%、小売業が約8%、商社・卸売業が約6%、広告・出版業が約5%、医療・福祉業が約4%である。

確認株式会社または確認有限会社は単一の業務に限定されていないため、複数の業務にわたる会社も当然に存在する。

4 創業者の特徴

創業者として確認を受けた会社設立前の職業を概観すれば、会社員が全体の74.6%を占め、極めて多い。主婦および学生は今のところ少数である。しかし、男女比率では、女性が全体の24%を占め、起業に意欲を有する女性が多く、起業家のすそ野が広がっているといえる。そして、今後、当該比率は増加することが予測されている。

また、年齢別では、30歳代が全体の33.9%を占め、最も多く、ついで、50歳代が24.7%を占めている。50歳代の創業者は、リストラにより勤務していた会社を解雇された元会社員が新たに起業しているケースだけでなく、大手企業を自主的に退職して、確認株式会社または確認有限会社を設立しているケースも目立っている。

Ⅲ 確認申請の手続

1 創業者の確認申請

新事業創出促進法(中小企業挑戦支援法)の改正により、株式会社ま たは有限会社の設立を簡素化および迅速化するため、平成15年2月1日 から,一定の基準を満たした場合,最低資本金規制が会社設立から5年 間は免除される。

株式会社の大型倒産事件が多数報道され、資本の額の大きさが必ずし も会社の信用度をはかる極めて重要な尺度とはなっていない。また、会 社設立時点で保有財産が多額でありながら、倒産に至る事例も少なくな 11

さらに、経営資源のソフト化などにより事業開始段階で必要とされる 資金の額は小さくてよい場合が増加していること、事業形態によっては 起業時点で必要となる資本の規模は異なること、米国で会社設立件数が 最も多いデラウェア州の株式会社および英国の非公開会社の設立には最 低資本金規制はないことなどを理由として、最低資本金規制の特例措置 が設けられた。

最低資本金規制の特例措置を受けるためには、会社設立の登記をする 前に、経済産業大臣に確認申請書を提出して、申請者は「創業者」とし ての確認を受けなければならない。確認を受けた創業者であれば、発行 価額1円の株式を1円だけ発行すれば、資本金1円の確認株式会社を設 立することができる。

ただし、設立費用として、確認株式会社の場合、定款に貼付する印紙 代4万円、公証人の定款認証料5万円、設立登記の登録免許税(登記料) 15万円、その他諸経費約7万円を合算して約30万円が必要である。他方、 確認有限会社の場合、それぞれ4万円、5万円、6万円、約5万円の計 約20万円が必要である。

2 創業者とは何か

新事業創出促進法2条2項3号が規定する創業者とは,事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し,当該新たに設立された会社で事業を 開始しようとする具体的計画を有する者である。

「事業を営んでいない個人」としては、給与所得者、主婦、学生、失業者、年金生活者、法人の代表権のない役員などが該当する。国籍に関する条件はない。個人事業などの形で事業をすでに開始している者(個人事業主)、および法人の代表権を有する役員は創業者に該当せず、特例措置の適用を受けることはできない。

個人事業主とは所得税法上の事業所得がある者であり、不動産所得、 利子所得、配当所得などがある場合であっても、事業所得がなければ個 人事業主とはならない。しかし、農業所得は事業所得となるため、個人 事業主に該当する。そのため、農業所得者は特例措置の適用を受けるこ とはできない。

法人の代表権を有する役員における「法人」とは、営利社団法人(会社)に加え、公益法人、特定非営利活動法人、中間法人および中小企業団体も含まれる。ただし、廃業または代表権のある役員を辞任した場合には、事業を営んでいない個人に該当する。

未成年者が創業者として確認申請を行う場合には、法定代理人の同意 書が必要となる。また、創業者に該当することの確認申請は、代理人を 通じて行うことが可能であり、委任状は不要である。

創業者であることの確認を受けた場合,その確認に基づく設立できる会社は,確認申請書に記載した確認株式会社または確認有限会社1社に限定される。そのため,創業者が1つの確認申請書に基づき,複数の確認株式会社または確認有限会社を設立することはできない。

3 申請書の記載内容

経済産業大臣に提出をする確認申請書には, 商号, 本店所在地, 予定 8 (106)

資本金,設立予定年月日,事業内容を記載する必要がある。確認申請書における事業内容記載欄には,事業名(定款に記載された会社の目的の主要なものを1例挙げる),事業の概要として商品・役務の内容および主たる需要者の概要,財務計画として売上高,売上原価,売上総利益,一般管理販売費および営業利益を,それぞれ1期ごとおよび2期ごとに記載する。売上総利益=売上高一売上原価,営業利益=売上総利益ー一般管理販売費でなければならない。ただし,売上総利益および営業利益は必ずしも黒字である必要はない。

確認申請書は、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に提出をする。 確認申請書の提出は郵送でも可能であり、封筒に「最低資本金規制の特例」と記入する。また、確認書自体の郵送も可能であり、返信用封筒に 申請者の住所・氏名を記入し、切手を貼付する。

窓口申請および郵送申請ではともに、確認申請書、公証人の認証を受けた定款の写し、申請者が創業者であることを制約する書面、申請者が事業を営んでいないことを証明する書類を添付しなければならない。

経済産業大臣による確認後,商法または有限会社法に規定された設立 手続を経て,申請者は設立登記を行う。設立登記の申請は,確認のあっ た日から2ヵ月以内に行う必要がある。

設立登記の申請書には、新事業創出促進法10条の18の規定により解散することを登記事項として記載しなければならない。そして、「確認書」および「払込があったことを証する書面」を添付して、法務局に提出をする。

確認株式会社または確認有限会社が成立した場合,会社の本店所在地を管轄する経済産業局に,新事業創出促進法規則様式第5による書面に必要事項を記載し,登記簿謄本を添付して,会社成立の届出を行わなければならない。

Ⅳ 設立手続の簡易化

1 払込保管証明の免除

最低資本金規制が免除される確認株式会社または確認有限会社(以下,確認株式会社等)については、設立手続を簡素化および設立に係る経費 削減のための施策が設けられている。

例えば、新事業創出促進法は、商法または有限会社法が規定する最低 資本金を満たさない小規模な株式会社または有限会社の設立手続を簡素 化し、設立経費を軽減させるため、出資の払込保管証明書を取得する義 務を免除している。

少額の資本の払込みについてまで、払込取扱機関による払込保管証明を受けることの義務づけは、会社設立者側の事務的および経済的負担が大きくなる。そこで、確認株式会社の設立において、新株発行および増資後の資本の額が1,000万円未満(確認有限会社では、300万円未満)の場合、登記申請書に払込取扱機関による払込保管証明書を添付することは義務ではなく、任意とした(新事促法10条の5、10条の10)。

ただし,新株発行および増資後の資本の額が最低資本金の額を超過する場合,払込保管証明書を取得する必要がある。

設立手続の簡易化に係る特例により、確認株式会社等の設立登記の申請書には、必ずしも払込保管証明書を添付する必要はなく、「払込があったことを証する書面」を添付する。「払込があったことを証する書面」とは、第1に、払込取扱機関との間で払込事務取扱委託契約が締結されている場合、①払込取扱機関が発行した払込金保管証明書、または、②払込取扱機関が発行した株金等の払込があったことを証する書面、である。

第2に、払込取扱機関に設けられた確認株式会社または確認有限会社 名義の口座に振込むことにより払込がなされた場合、会社の代表者が作成した出資全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、

①取引明細など、当該払込取扱機関が作成した書面、または、②当該口座に係る預金通帳の写しの書面であって、出資の割当てを受けた者からそれぞれの株式・持分の価額に相当する金銭が当該口座に入金されたことが確認できるものを合綴したものである。

3 検査役調査の免除

現物出資(金銭以外の現物による出資)および財産引受(設立中の会社のために、会社の成立を条件としてある者から一定の財産を譲り受けることを約する契約)については、定款に記載するとともに(商法168条、有限会社法7条)、裁判所が選任する検査役による調査を受けなければならない。

ただし、取得する財産の価格が、資本の5分の1を超えずかつ500万円を超えない場合、検査役による調査を受ける必要はない(商法173条、有限会社法12条ノ2)。

また,事後設立(会社がその成立後2年以内に,その成立前より存在する財産にして,営業のために継続して使用すべきものを取得する契約)を行う場合には、株主総会または社員総会における特別決議に加え、裁判所が選任をする検査役による調査を受けなければならない。

ただし、取得する財産の価格が、資本の20分の1未満である場合、株主総会または社員総会における特別決議を行う必要はない(商法246条、有限会社法40条)。

このように、株式会社および有限会社が成立後2年以内に、その成立 前より存在する財産にして、営業のために継続して使用すべきものを取 得する場合、現物出資および財産引受に係る規制の潜脱を防止するため、 株主総会または社員総会における特別決議および検査役による調査を必 要とする。

確認株式会社および確認有限会社においては、資本金が著しく少額であるケースが存在しうる。例えば、資本金が60万円の確認株式会社を設

立した直後に、営業のために継続して使用する機器を30万円で購入すれば、当該取得する財産の価格(本事例では30万円)が資本の20分の1(本事例では3万円)を超える。そのため、株主総会または社員総会における特別決議を行う必要がある。また、当該取得する財産の価格(本事例では30万円)が資本の5分の1(本事例では12万円)を超えるため、検査役による調査を受ける必要がある。

それ故,確認株式会社および確認有限会社は概して資本金が少額であるため,株主総会または社員総会における特別決議および検査役調査を 受けなければならない財産の範囲が増大する。

そこで、会社設立に係る経費を削減するため、取得される財産の価格が、確認株式会社については50万円未満の場合、株主総会の特別決議が不要であり、200万円以下の場合、検査役の調査は不要である(新事促法10条の9第1項)。

他方,確認有限会社については,取得される財産の価格が,15万円未満の場合,社員総会の特別決議が不要であり,60万円以下の場合,検査役の調査は不要である(新事促法10条の9第2項)。

V 会社分割・組織変更

1 確認株式会社等の会社分割

確認株式会社または確認有限会社(以下,確認株式会社等)の会社分割に関し,確認株式会社等は,営業の全部または一部を分割して,会社の新設分割をすることができる。新設分割において,分割により設立する会社は,その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主または当該確認有限会社の社員に交付することはできない(新事促法10条の13第1項)。

確認株式会社等が吸収分割をする場合には、当該確認株式会社等から 営業の全部または一部を承継する会社は、その株式その他の資産を、当 該確認株式会社の株主または当該確認有限会社の社員に交付することは

12 (110)

できない (新事促法10条の13第2項)。

これら規定は、会社債権者保護の観点から、会社財産の恣意的な流出を防止することを目的として設けられた。なお、分割により設立する会社および営業を承継する会社は、最低資本金規制の免除措置を認められない。

2 組織変更

確認株式会社は、設立の日から5年を経過するまでに、資本の額を1,000万円に増加しなければ、解散をしなければならない。しかし、有限会社、合名会社または合資会社に組織変更をすれば、解散をせずに存続することができる(新事促法10条の18第1項)。

同様に、確認有限会社は、設立の日から5年を経過するまでに、資本の額を300万円に増加しなければ、解散をしなければならない。しかし、合名会社または合資会社に組織変更をすれば、解散をせずに存続することができる(新事促法10条の18第2項)。

確認株式会社からの組織変更は、有限会社法64条3項の規定にかかわらず、株主の議決権の過半数または定款に定むる議決権の数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数決による(商法343条)。他方、確認有限会社からの組織変更は、総社員の半数以上にして総社員の議決権の議決権の4分の3以上を有する者の同意による(有限会社法48条)。

なお、設立後5年以内であっても、確認株式会社が有限会社に組織変 更した場合、および確認有限会社が株式会社に組織変更した場合、組織 変更後の会社については、最低資本金規制の免除措置は認められない。

VI 設立手続等の総括

1 設立手続の総括

最低資本金規制の免除特例により,確認株式会社等を設立する手続を

まとめれば、以下のようになる。

第1に,確認株式会社等を設立しようとする者(以下,申請者)は, 発起人または社員として定款に署名をする。定款には,解散原因(新事 促法10条の18)を規定する必要がある。

第2に、当該定款について公証人の認証を受ける。

第3に、申請者は新事業創出促進法2条2項3号の創業者であることの確認を受けるため、設立する会社の本店所在地を管轄する経済産業局に「確認申請書」を提出する。提出に際しては、確認申請書とともに、「定款の写し」、「申請者が創業者であることを誓約する書面」、「事業を営んでいないことを証明する書類」を添付する。

第4に、商法および有限会社法に規定された設立手続を履践する。確 認株式会社を募集設立する場合、株式申込証の用紙に、解散原因を記載 する。

第5に、申請者は設立登記の申請書に、「確認書」および「払込があったことを証する書面」を添付して、法務局に提出する。設立登記の申請は、確認の日から2ヵ月以内に行う。

第6に,確認株式会社等が成立した場合,本店所在地を管轄する経済 産業局に,会社の登記簿謄本とともに成立の届出書を提出する。

2 通常の物的会社設立との相違

他方,確認を受けて最低資本金に満たない資本の確認株式会社等を設立した場合,通常の株式会社または有限会社と異なる点として,以下のことが指摘できる。

第1に,経済産業局に提出をした成立届出書は,公衆の縦覧に供される。

第2に、事後設立における検査役検査の免除特例である。

第3に,新株発行および増資をする場合,登記申請書に払込保管証明 書を添付することは、任意である。

14 (112)

第4に,純資産額が最低資本金額を超過しなければ配当をすることは できない。

第5に,営業年度経過後,3ヵ月以内に,貸借対照表,損益計算書,利益処分案を経済産業局に提出する必要がある。これら書類は公衆の縦覧に供される。

第6に、増資の結果、資本の額が最低資本金に達した場合、変更登記申請、解散事由の抹消登記の申請および経済産業局に届出をしなければならない。

第7に、設立後5年以内に、最低資本金に達するまで増資することができなかった場合、合名会社または合資会社への組織変更が認められる。 第8に、解散をした場合、経済産業局への届出が必要である。

VII 第三者保護の規定

1 利益配当規制

確認株式会社および確認有限会社の経営者による会社財産の恣意的な減少を防止するため、確認株式会社等は、利益配当規制に服する。

すなわち、確認株式会社が利益配当または中間配当をする場合、当該確認株式会社の資本金を1,000万円とみなして(新事促法10条の12第1項)、配当の限度額を算出しなければならない(商法290条、293条ノ5)。

また、確認有限会社が利益配当をする場合、確認有限会社の資本金を300万円とみなして(新事促法10条の12第4項)、配当の限度額を算出しなければならない(有限会社46条)。

資本の額が少なければ、純資産額から控除する額が少なくなり、利益 配当の限度額は大きくなる。資本の額を意図的に少なくすることにより、 出資者に多大の配当をすることも可能となる。そこで、不当に会社財産 を減少させることを防止し、財務内容の健全化を図るため、確認株式会 社等に対しては、配当の制限規定を設けている。

2 情報開示の充実

確認株式会社および確認有限会社は、決算に係る書類の作成義務、経済産業大臣への提出義務が課され、第三者を保護するため、開示書類はすべての者が閲覧できることができる。

すなわち、確認株式会社等は毎営業年度の経過後3ヵ月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書および利益処分の決議に関する資料を経済産業大臣に提出しなければならない(新事促法10条の11)。

これら資料は、電磁的記録による作成が可能である。提出された財務 資料は、確認株式会社等の出資者(株主・社員)および会社債権者だけ でなく、これから確認株式会社等の出資をしようとする者、これから確 認株式会社等と取引をしようとする者など、全ての者が開示対象の財務 書類を閲覧することができる。

3 5年以内の増資

商法および有限会社法は現行の最低資本金制度は維持しつつ,確認株式会社および確認有限会社は設立時から5年以内に,最低資本金の額まで増資をする必要がある。

会社設立から5年を経過した時点で、最低資本金を満たすことができない場合には、会社を清算または組織変更をしなければならない(新事促法10条の18)。

そのため、第三者を保護するため、確認株式会社の定款には、商法166条1項に掲げる事項に加え、資本金を1,000万円以上とする増資の変更登記の申請をしないで、設立から5年経過後した場合には解散となることを記載しなければならない(新事促法10条の7第1項)。確認有限会社の定款においても同じである(新事促法10条の7第3項、有限会社法69条1項)。

4 減資に係る規制

確認株式会社および確認有限会社が資本の額を増加させた場合,発行 済株式数および資本の額について,変更登記の申請を行わなければなら ない。また,確認株式会社および確認有限会社は,資本の減少を行うこ とは可能である。

しかし、資本の額が商法および有限会社法に規定されている最低資本 金に達するまでは、会社財産を恣意的に流出させないため、資本の減少 において、確認株式会社および確認有限会社は金銭その他の財産を株主 および社員に交付することはできない。

さらに、確認株式会社および確認有限会社がひとたび最低資本金以上 に増資した場合には、その時点で新事業創出促進法の特例措置の対象外 となる。そのため、以降において最低資本金未満に減資をすることはで きない。

おわりに

株式会社または有限会社において、資本の額が少なくては会社債権者の保護上、問題があることから、平成2年商法改正において、現行の最低資本金制度が規定された。近年、経営資源のソフト化などから、一定額の現金を会社設立時に課すことに必ずしも合理性がないケースも増えている。

資本金は会社設立時および増資の時点において、出資額相当の財産が 拠出されたという事実を保証している。しかし、会社債権者が取引の相 手方会社に、取引時点でそれだけの会社財産があると信用できるわけで はない。最低資本金制度の下では、検査役検査を必要とするなど、積極 的な起業を阻害する一要因ともなっている。

新事業創出促進法改正は、開示義務の拡充および配当規制などから、 最低資本金制度に代替する規定を設け、会社債権者を保護している。商 法および有限会社法が会社債権者の保護を規定すべき理由の一つとして、

出資者の有限責任による出資者と会社債権者との利益相反が生じる可能 性があるためである。

そこで、拠出出資額ではなく、資産および負債比率などの基準による 株主への払戻規制に改正すべきであるという議論が生じている。また、 会社債権者保護のためには、確認株式会社等による開示義務違反に対す る民事責任および刑事責任の規制を強化するだけでなく、司法を通じた 経営者責任をより明確にすべきである。

例えば、過去の情報だけでなく、将来予測情報において第三者の判断 を誤導させる開示については、経営者の民事責任の規制強化および訴訟 により責任追及をより容易にする施策が必要である。

政府は株式会社および有限会社の設立に必要な最低資本金に関する規制を,平成17年商法改正により完全に撤廃する方針にある。最低資本金規制の免除に対する第三者保護については,名文規定による規制強化だけではなく,訴訟による経営者責任の追及のあり方が問われる問題であるといえる。

参考文献

今川嘉文「最低資本金規制の免除~設立時から5年間~」全国司法書士女性会通信45号,同「最低資本金規制の特例措置~登記前の確認申請手続~」全国司法書士女性会通信47号,同「確認株式会社の設立手続の緩和~払込保管証明の免除等~」全国司法書士女性会通信49号,同「最低資本金規制免除と債権者保護~会社分割・組織変更等~」全国司法書士女性会通信51号,同「最低資本金規制免除と起業実態~特例措置後の状況分析~」全国司法書士女性会通信52号,旬刊商事法務1650号42頁,日本経済新聞2003年4月18日付朝刊. 同2003年6月30日付朝刊)。